

子育てのための施設等利用給付に係る認定変更認定申請書

年 月 日

(あて先) 成田市長

子育てのための施設等利用給付に係る認定の内容を変更したいので、次のとおり申請します。

変更希望日	年 月 日	利用(予定)施設		
申請者 (保護者)	居住地		電話番号	
			①	【父・母】
			②	【父・母】
	氏名	申請子ども との続柄	生年月日	性別
	フリガナ ()		年 月 日	男・女
申請子ども	氏名	保護者 との続柄	生年月日	性別
	フリガナ ()		年 月 日	男・女
	個人番号(マイナンバー)			
	保育を必要とする理由の状況の変化その他の当該申請を行う原因となった事由			
変更後の 認定の区分	<input type="checkbox"/>	【第1号認定】 保育の必要性の認定を必要としない場合		
	<input type="checkbox"/>	【第2号・第3号認定】 保育の必要性の認定を必要とする場合		
変更後の 保育を必要 とする理由 *第1号認定を 申請する場合は 記入不要	続 柄	理 由		
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 育児休暇取得(在園中) <input type="checkbox"/> その他()		
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 育児休暇取得(在園中) <input type="checkbox"/> その他()		

該当する方のみ記入してください

母子・父子家庭の場合 (又はそれに準ずる状況)	離婚 ・ 死別 ・ 未婚 ・ 行方不明 ・ 別居かつ調停中
	上記の事由発生日： 年 月 日
	<p>※離婚・死別・未婚の場合、申請子どもの親権が記載された戸籍謄本を提出してください。</p> <p>※別居かつ調停中の場合、必要書類について保育課へお問い合わせください。</p>

裏面もあります

申請子どもの世帯の状況

申請子どもと同一住所の方を全員記入してください。

申請子ども の 保護 者 及 び 同 一 住 所 者	氏 名	生 年 月 日	申請子ども との続柄	性別	個人番号(マイナンバー)	
			年 月 日		男・女	
			年 月 日		男・女	
			年 月 日		男・女	
			年 月 日		男・女	
			年 月 日		男・女	
			年 月 日		男・女	
			年 月 日		男・女	
			年 月 日		男・女	
令和4年1月1日時点の 住民登録地	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 現住所と異なる（市・区・町・村）					
令和5年1月1日時点の 住民登録地	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 現住所と異なる（市・区・町・村）					

<申請にあたって同意していただく事項>

本申請をした時点で、次の事項に同意したものとみなします。

- 1) 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、本認定の審査及び申請者や申請者と同一住所の者全ての市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 2) 申請書等に記載した内容は、本認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者を提供することがあります。
- 3) 子ども・子育て支援法第30条の11の規定に基づき、施設等利用費は、本認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 4) 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 5) 成田市外に転出する場合、本認定は取り消しとなります。転出先で認定の手続きを行ってください。
- 6) 施設等利用費が支給されるのは、本認定の有効期間内においてのみとなります。期間満了前に、認定の変更や再申請など、必要な手続きを行ってください。
- 7) 申請内容が事実と相違した場合、本認定を取り消すことがあります。